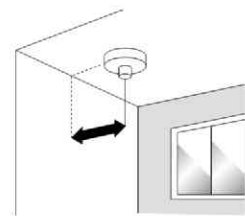
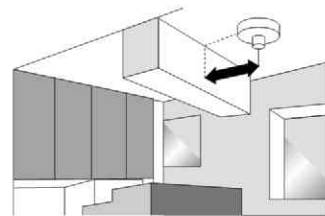


Q2 部屋のどこに取り付けるの？

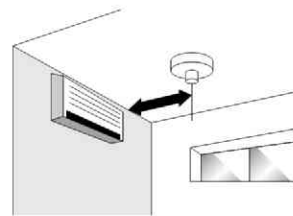
せっかく取り付けても、壁ぎわなどに設置しては警報器が確実に作動しない場合があるので注意してください。



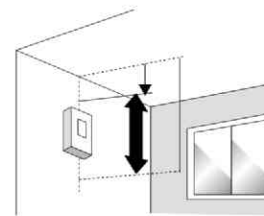
↑ 警報器の中心を壁から 60 センチ以上離します。



↑ はりなどがある場合は、警報器の中心をはりから 60 センチ以上離します。



↑ エアコンなどの吹き出し口があるときは、1.5メートル以上離します。

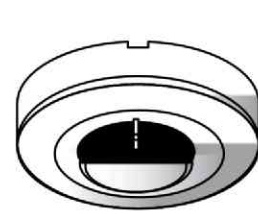


↑ 壁掛けの場合は、報知器の中心が天井から 15 から 50 センチ以内にくるようにします。

Q3 住宅用火災警報器には、どんなものがあるの？

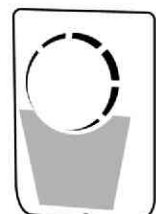
住宅用火災警報器とは、住宅などにおいて、煙や熱を感知して自動的に火災の発生を報知する機器のことです。ここでは代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

● 煙式



天井設置タイプ

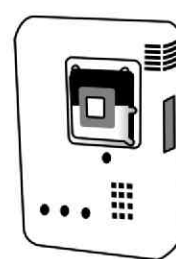
● 熱式



壁掛けタイプ



天井設置タイプ



壁掛けタイプ

● NSマーク



↑ 日本消防検定協会の「鑑定」マークが付いているものを選びましょう。

悪質な訪問販売にご注意ください！

消防職員が、住宅用火災警報器や消火器を直接訪問販売したり、特定の業者に委託して販売したりすることはありません。「消防署から来ました」「消防署の許可を受けて販売に来ました」など、消防関係を装い、不適正な価格で住宅用火災警報器や消火器を販売しようとする業者にご注意ください。

訪問販売はクーリングオフの対象となります。悪質な訪問販売の被害を受けたときは、契約書や領収書などを確実に保存し、すぐに、新潟県消費者センター（☎ 025 - 285 - 4196）へご相談するか、各消防署へお問い合わせください。

※住宅用火災報知器は、ホームセンター・家庭用電化製品販売店・電気店などで販売されています。購入や設置方法など詳しくは、各消防署へお問い合わせください。

■ 問合せ 弥彦消防署 ☎ 94 - 3152

死亡原因の約6割が逃げ遅れ

62.7%
(放火自殺等を除く)



ご存知ですか？ 住宅用火災警報器等の取り付けが義務づけられました

火災警報器は住宅火災からあなたを守ります

一般住宅にも火災報知器の設置が法律で義務づけられました。火災は出火を防ぐことが最も大切なことですが、出火した時にいち早く発見することが大事な生命や財産を守ることになります。

住宅火災から大切なご家族を守るために火災警報器等を設置しましょう。

新築住宅

平成18年6月1日から
平成18年6月1日以降に新築する住宅（併用住宅、共同住宅等の住宅に供する部分）には火災警報器等を取り付けなければなりません。

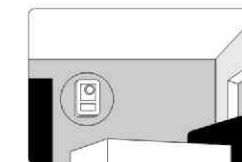
既存住宅

現在お住まいの住宅や工事中の住宅（新築、増築、改築、移転、修繕または模様替え）については燕・弥彦総合事務組合の火災予防条例で、平成23年5月31日までに取り付けなければなりません。

Q1 家のどこに設置すればいいの？

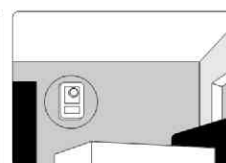
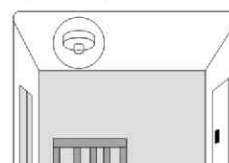
警報器は、すべての部屋に設置するものではありません。決められた部屋（場所）へ適切に設置することで、はじめて住宅火災による死者数を減らすことができるのです。

● まずは寝室をチェックしましょう。



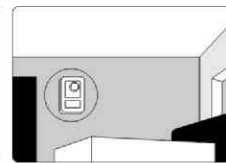
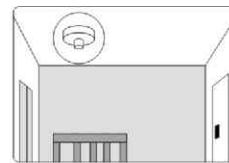
⇨ まずは、就寝する部屋に設置します。ただし、設置するのは普段就寝している部屋で、来客などが就寝するような部屋は除きます。

● 次に階段をチェックしましょう。



⇨ 就寝する部屋がある階の階段の踊り場にも設置します。ただし、1階などすぐに避難できる階に設置する必要はありません。

● 3階建て以上はさらにチェックが必要です。



⇨ 警報器を設置しない階で、就寝に使用しない部屋が2階以上連続するときは、取り付けられた階から2階離れた部屋のある階の階段にも設置します。

● 設置しなくてよい階がある場合は...

⇨ 上記以外に 7m(四畳半)以上の部屋が5つ以上ある階には、廊下への設置が必要です。

